

広島県小学校教育研究会 外国語活動・外国語科部会

(名 称)

第1条 本会は、広島県小学校教育研究会 外国語活動・外国語科部会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、広島県教育委員会の指導のもとに、学習指導要領等の法令に則って、自主的・創造的な教育活動を行い、本県小学校外国語教育関係者の資質向上と学校教育の振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 研究会、講習会等の開催
- (2) 研究調査の実施
- (3) 研究成果についての刊行物の出版
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業及び関係機関との連絡調整

(会 員)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する県内小学校の教職員で構成する。

(役 員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 部 会 長 1名
- (2) 副部会長 4名
- (3) 代表理事 3名 (第6条に規定)
- (4) 理 事 各地区1名 (地区部会長)
- (5) 会計監査 2名
- (6) 事 務 局 若干名

(役員を選出)

第6条 役員は次のように選出する。

- (1) 役員選出の地区割は、広島市、福山市、西部、東部、北部・芸北の5ブロックとする。
- (2) 部会長、副部会長は校長の職にある者とする。
- (3) 部会長は互選とし、前年度、または本年度の理事から選出する。
- (4) 副部会長は、部会長選出ブロック以外のブロックから、1名ずつを選出する。
- (5) 代表理事は、複数地区を含むブロックの部会長・副部会長選出地区以外の地区から、理事1名を選出する。
- (6) 理事は、県小教研の各地区部会長がこれにあたる。
- (7) 会計監査は、理事の中から2名を部会長が委嘱する。
- (8) 事務局は、部会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 部会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、または部会長が欠けたとき、その仕事を代理し、または代行する。
- (3) 代表理事は、ブロック内の各地区の連絡・調整を図る。
- (4) 理事は、各地区の本部会を代表し、本会の会務を分担処理する。
- (5) 会計監査は、会計を監査する。
- (6) 事務局は、本部会の運営事務や会計を担当し、会務の連絡調整をする。

(任期)

- 第8条 役員の任期は1年とする。ただし、欠員又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。
 - 3 役員は、辞任、または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(会議)

- 第9条 会議は代表理事会と理事会とし、年1回以上開催し、部会長がこれを招集する。
- 2 代表理事会は、部会長、副部会長、代表理事で構成する。
 - 3 理事会は、第5条に定める役員で構成する。
 - 4 会議においては、次のことを審議・決定する。
 - (1) 事業計画及び報告に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。
 - (3) その他、必要な事項に関すること。

(会計)

- 第10条 本会の運営経費は、会費、その他の収入をもって充てる。
- 2 会費の額は、会議において別に定める。
 - 3 本会の事業（会計）年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

- 第11条 会議において、事務局担当者の所属学校に事務局を置くことを確認する。

(会則改正)

- 第12条 この会則の改正は、役員の過半数の同意、及び広島県教育委員会の承認を得なければならない。

(その他)

- 第13条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、部会長が定める。
- 2 役員選出や研究会の運営等に関しては、別に細則を定める。

附則 この会則は、令和5年6月15日から施行する。